

パブリック・コメント用

第4期三島市障害福祉計画・素案

(平成27年度～29年度)

平成26年12月

三 島 市

※今後の国の方針により、内容の変更が生じることがあります。

目 次

1	計画の趣旨と背景	1
2	計画の性格	3
3	計画期間	4
4	計画の位置づけ	5
	(1) 三島市障害者計画との関係.....	5
	(2) 第4期三島市障害福祉計画と他の計画との関係.....	6
5	計画の基本理念	7
6	障がい者(児)福祉サービスの体系	8
7	平成29年度の目標値の設定	10
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	10
	(2) 地域生活支援拠点等の整備.....	11
	(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行.....	11
8	障害福祉サービス・相談支援の見込量	13
	(1) 訪問系サービス.....	13
	(2) 日中活動系サービス.....	14
	(3) 居住系サービス.....	17
	(4) 相談支援.....	18
	(5) 障害福祉サービス・相談支援の見込量確保のための方策.....	19
9	障害児支援の見込量	20
	(1) 児童発達支援.....	20
	(2) 放課後等デイサービス.....	21
	(3) 障害児相談支援.....	21
	(4) 医療型児童発達支援.....	22
	(5) 保育所等訪問支援.....	23
	(6) 障害児支援の見込量確保のための方策.....	23

10 地域生活支援事業の見込量	24
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	24
(2) 自発的活動支援事業.....	24
(3) 相談支援事業.....	25
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	26
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	26
(6) 意思疎通支援事業.....	27
(7) 日常生活用具給付等事業.....	27
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	29
(9) 移動支援事業.....	29
(10) 地域活動支援センター事業.....	30
(11) 訪問入浴サービス事業.....	30
(12) 日中一時支援事業.....	31
(13) 障害児支援体制整備事業.....	31
(14) 巡回支援専門員整備事業.....	32
(15) スポーツ・レクリエーション教室開催事業.....	32
(16) 点字・声の広報等発行事業.....	33
(17) 自動車運転免許取得・改造費助成事業.....	34
(18) 地域生活支援事業の見込量確保のための方策.....	34
11 計画の達成状況の点検と評価	35

<「障がい」の表記について>

本計画書では、「障害」という用語を、法律などに規定されている場合を除き、「障がい」とひらがなで表記しています。

1

計画の趣旨と背景

本市は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までを計画期間とする「第 3 期三島市障害者計画」を策定し、第 1 期より継承している「みんなでつくりみんなであゆむ福祉のまちみしま」を基本理念として、様々な施策を推進してきました。また、「障害者自立支援法」に基づく、平成 24 年度（2012 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までを計画期間とする「第 3 期三島市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスなどの一層の充実に取り組んできましたが、近年、社会情勢のめまぐるしい変化や保健・医療技術の進歩などを背景に、障がい者施策を取り巻く状況は大きな変化をみせています。

平成 25 年（2013 年）4 月からは、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改正され、障がい者などが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援が総合的に行われることとなりました。

これにより、これまでの障がい者の定義に新たに難病など（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病）が追加されました。

また、平成 18 年（2006 年）12 月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の批准に必要な国内法を整備するため、平成 21 年（2009 年）12 月に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成 23 年（2011 年）6 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、同年 7 月に「障害者基本法」が改正されました。

平成 24 年（2012 年）6 月には、障害者就労施設などが供給する物品などに対する需要の拡大を図り、障がい者の経済的自立を促すため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が成立し、平成 25 年（2013 年）4 月から施行されました。

平成 25 年（2013 年）6 月には、成年後見人が付いた人の選挙権を回復させるため、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行されました。

また、平成 28 年（2016 年）4 月から、雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置などを盛り込んだ「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」、さらに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されることになりました。

これら一連の法整備を経て、平成 26 年（2014 年）1 月に「障害者権利条約」が批准され、同年 2 月に発効しました。

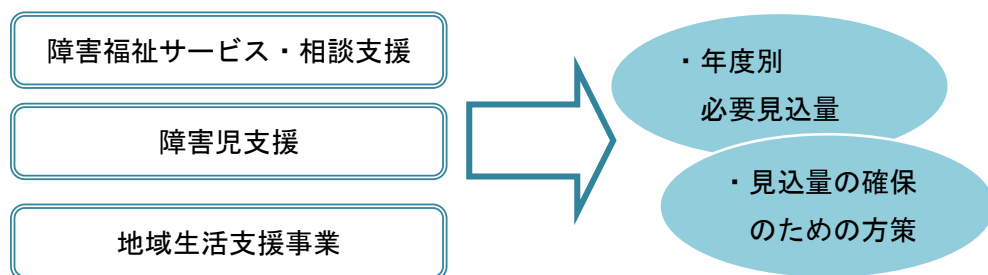
このような状況に適切に対応するため、「第4期三島市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス及び相談支援、障害児支援、並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に行われるよう、障がい者福祉の一層の充実を図っていきます。

2 計画の性格

この計画は、『障害者総合支援法』に基づき、国が定めた基本指針に沿って、各種障害福祉サービスや相談支援、障害児支援、地域生活支援事業の必要な見込量とその確保のための方策に関する計画を定めるものです。

【主に定める事項】

- 平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）における障害福祉サービス・相談支援・障害児支援の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策
- 平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）における地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策



【障害者総合支援法の内容】

- 制度の谷間を埋めるため、障がい者の範囲に難病などを追加。
- 「障害程度区分」について、「障害支援区分」に改める。
- 重度訪問介護の対象として、重度の知的障がい者および精神障がい者を追加。
- 共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）へ一元化。
- 地域移行支援の対象として、保護施設、矯正施設などを対象とする障がい者などを追加。
- 地域生活支援事業に、障がいのある人に対する理解を深める研修や啓発、意思疎通支援を行う人の養成などを追加。

3 計画期間

『第4期三島市障害福祉計画』は、「障害者総合支援法」に基づき、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間を計画期間とし、平成29年度（2017年度）に必要な見直しを行います。

『第3期三島市障害者計画』は、「障害者基本法」に基づき、本市の障がい者施策について、長期的・総合的な視点に基づき推進するものであり、平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年間を計画期間とします。

【計画の期間】

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第3期三島市障害者計画					
				見直し	
第3期三島市障害福祉計画			第4期三島市障害福祉計画		
		見直し			見直し

4 計画の位置づけ

(1) 三島市障害者計画との関係

これまでの障がい者施策は、「障害者基本法」に基づき展開されてきており、『第3期三島市障害者計画』は、この「障害者基本法」に基づき策定されています。

また、「障害者総合支援法」(第88条)においては、国の基本指針に即した障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの必要な見込量とその確保のための方策を盛り込んだ、市町村障害福祉計画の策定が別に義務づけられており、この『第4期三島市障害福祉計画』が策定されました。

このように、障がい者福祉を目的とした計画は2種類存在することになりますが、「障害福祉計画」は「障害者計画」の中の生活支援に向けた障害福祉サービスなどに関する実施計画として位置づけられるものです。

【 「障害福祉計画」と「障害者計画」の関係 】

障害者計画

- 「障害者基本法」(第11条第3項)に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期(概ね5～10年程度)
- 住民にもっとも身近な行政主体である市町村が、基本的な施策やその施策の方向を具体的に示した計画

障害福祉計画

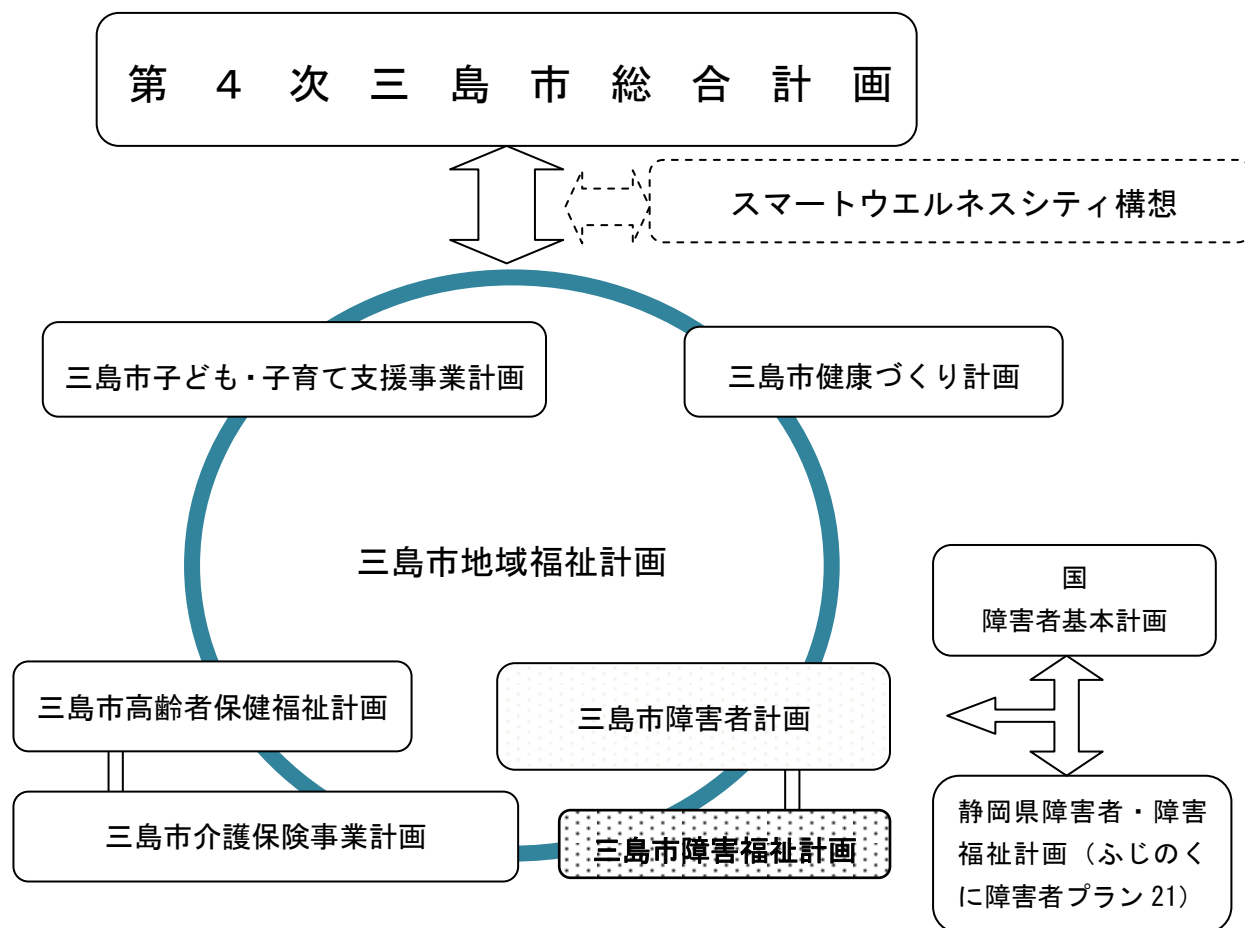
- 「障害者総合支援法」(第88条)に基づく、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などに関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
※第4期計画は、平成26年度(2014年度)中に、平成29年度(2017年度)までを計画期間として策定
- 国の基本指針に即して、各年度における障害福祉サービスや相談支援、障害児支援、地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策を定める計画

(2) 第4期三島市障害福祉計画と他の計画との関係

「第4期三島市障害福祉計画」は、「第3期三島市障害者計画」の理念のもと、障害福祉サービスなどに関する実施計画です。

「第4期三島市障害者計画」は、「第4次三島市総合計画」の分野別計画であり、基本方針1「健康・福祉を育むまちづくり」のうち、第7項「障がいのある人を支える環境の充実」の具体的事業を展開することを目的に策定するものです。なお、平成22年度（2010年度）に策定された「三島市地域福祉計画」との整合性を図り、障がい者施策の分野について展開しています。

【 「三島市障害福祉計画」と他の計画との関係 】



5 計画の基本理念

計画の策定に当たり、障がいのある人などの自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念を踏まえつつ、「第4期三島市障害福祉計画」の基本理念は、第3期計画を踏襲し、“みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま”とします。

《 計画の基本理念 》

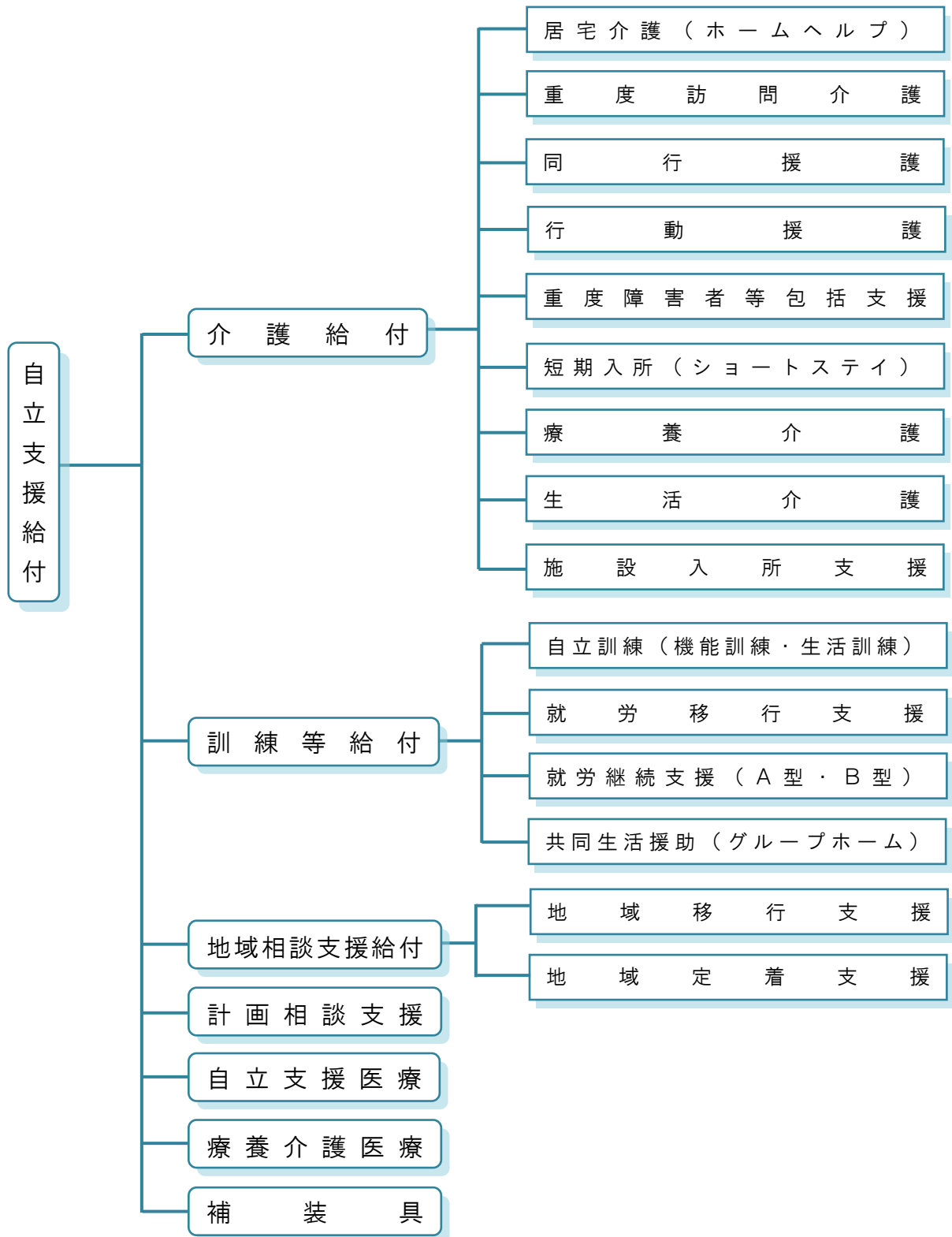
「みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま」

〈基本方針〉

- (1) 障がいのある人の自己決定と自己選択を尊重する。
- (2) 障がいのある人に、希望する必要なサービスを保障できるよう計画相談支援を推進する。
- (3) 居宅サービスなどの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を促進する。
- (4) 福祉施設などから一般就労への移行などを推進する。
- (5) 相談支援体制を充実する。
- (6) 障害児支援の体制を構築する。

6

障がい者（児）福祉サービスの体系



児童通所給付等

児童発達支援

医療型児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

障害児相談支援

地域生活支援事業

理解促進研修・啓発事業

自発的活動支援事業

相談支援事業

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度法人後見支援事業

意思疎通支援事業

日常生活用具給付等事業

手話奉仕員養成研修事業

移動支援事業

地域活動支援センター事業

訪問入浴サービス事業

日中一時支援事業

障害児支援体制整備事業

巡回支援専門員整備事業

スポーツ・レクリエーション教室開催事業

点字・声の広報等発行事業

自動車運転免許取得・改造費助成事業

7

平成 29 年度の目標値の設定

「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設利用者の一般就労への移行」について、国の基本指針を踏まえ、平成 29 年度（2017 年度）における目標値を次のように設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

地域生活への移行を進める観点から、平成 25 年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業などを利用し、グループホーム、一般住宅などに移行する者の数を見込み、その上で、平成 29 年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

数値目標の設定に当たっては、平成 25 年度末の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することとします。

また、平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者から 4%以上削減します。

【本市の考え方】

施設入所者全員に対し、現在の状況や今後の地域生活への移行の可能性を調査し、平成 29 年度末時点の施設入所者数を割り出しました。

国の基本指針では 4%以上の削減とありますが、本市においては、これまでの推移から、平成 29 年度末には現状より 7.3%（7 人）の入所者数の削減が可能であると考え、目標値を設定します。

また、国の基本指針により、平成 25 年度末の福祉施設入所者数の 12%（12 人）が地域生活に移行することを目標とします。

【目標値】

項目	数値	考え方
基準年の入所者数（A）	96 人	平成 25 年度末時点の施設入所者
目標年の入所者数（B）	89 人	平成 29 年度末時点の施設入所者
【目標値】 入所者数減少見込 （A）－（B）	7 人	差引減少見込数 （A）から 7.3%削減
【目標値】 地域生活移行者数	12 人	平成 29 年度末までの地域移行者数の累計 （A）の 12%

(2) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援などを進めるために、平成 29 年度末までに、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりなど）の集約を行う拠点などを、市内または圏域に少なくとも1つ整備します。

【本市の考え方】

地域での暮らしの安心感を担保し、親なき後を見据えた地域生活を支援するため、親元からの自立などに関わる相談、一人暮らしの体験（自立生活体験室の整備など）、グループホームへの入居体験、ショートステイの利便性向上などの集約を行う拠点を協議会などの場を用いて、関係機関が参画して検討していきます。

【目標値】

項目	考え方
地域生活支援拠点等の整備	平成 29 年度末までに市内または圏域に整備する

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

目標の設定に当たっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とします。

また、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成 25 年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとします。

【本市の考え方】

平成 24 年度において福祉施設を退所し一般就労した人数の2倍を平成 29 年度中の一般就労移行者数の目標とし、また、平成 25 年度の就労移行支援事業利用者数の6割増加を平成 29 年度の目標とします。

事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とし、サービス提供体制の充実に取り組みます。

【目標値】

項目	数値	考え方
基準年の年間一般就労移行者数 (A)	8人	平成 24 年度において就労移行支援事業などを通じて、一般就労した人数
基準年の就労移行支援事業の利用者数 (B)	32人	平成 25 年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 年間一般就労移行者数	16人	平成 29 年度に、就労移行支援事業などを通じて一般就労する人数 (A) の 2 倍
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	52人	平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数 (B) の 1.6 倍
【目標値】 事業所ごとの就労移行率		平成 29 年度における就労移行率が 3 割以上の事業所を 5 割以上とする

8

障害福祉サービス・相談支援の見込量

障害福祉サービス・相談支援について、国の基本指針を踏まえ、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの必要な見込量を次のように設定します。

（1）訪問系サービス

【サービスの概要】

〔居宅介護（ホームヘルプ）〕

- ・自宅での入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援を行います。

〔重度訪問介護〕

- ・重度の肢体不自由で常に介護を必要とする障がいのある人が対象となります。
- ・自宅での入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援及び外出時の移動中の介護を総合的に行います。

〔同行援護〕

- ・視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人などが対象となります。
- ・外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な支援を行います。

〔行動援護〕

- ・知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人などであって、常に介護を必要とする人が対象となります。
- ・行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護、排せつや食事などの介護その他行動する際の必要な支援を行います。

〔重度障害者等包括支援〕

- ・常に介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある障がいのある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人が対象となります。
- ・居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。

【国の基本指針】

- ・現に利用している者の数、障がいのある人などのニーズ、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数やサービス利用量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・現在の訪問系サービスの利用実績を基礎として、平成 24 年度からの利用者数やサービス利用量の伸び、特別支援学校在校生や障害福祉サービス利用者などへのアンケート調査、新規利用者などを勘案して、訪問系サービスの必要な見込み量を設定します。

【実績】

		24 年度	25 年度	26 年度見込
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	利用者数 (人)	107	122	134
行動援護 重度障害者等包括支援	サービス利用量 (時間)	3,286	4,349	4,930

【見込量】

		27 年度	28 年度	29 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	利用者数 (人)	142	147	152
行動援護 重度障害者等包括支援	サービス利用量 (時間)	5,170	5,320	5,470

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

【生活介護】

- ・常に介護を必要とする障がいのある人が対象となります。
- ・障害者支援施設などにおいて、主として昼間に、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに生活などに関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。

【自立訓練（機能訓練）】

- ・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障がいのある人が対象となります。
- ・障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活などに関する相談や助言その他の必要な支援を行います。

[自立訓練（生活訓練）]

- ・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人が対象となります。
- ・障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談や助言その他の必要な支援を行います。

[就労移行支援]

- ・就労を希望する65歳未満の障がいのある人が対象となります。
- ・生産活動、職場体験その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、職場の開拓並びに就職後における職場への定着のために必要な相談や支援を行います。

[就労継続支援（A型）]

- ・企業などに雇用されることが困難な障がいのある人が対象となります。
- ・雇用契約などに基づき、生産活動その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

[就労継続支援（B型）]

- ・企業などに雇用されることが困難な障がいのある人のうち、企業などに雇用されていた人で年齢、心身の状態その他の事情により引き続き雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても企業などに雇用されるに至らなかった人などが対象となります。
- ・雇用契約を結ばないで、生産活動その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

[療養介護]

- ・病院において、常に介護を必要とする障がいのある人が対象となります。
- ・主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話をを行います。

[短期入所]

- ・居宅で生活している障がいのある人のうち、介護者の疾病その他の理由により、障害者支援施設などへの短期間の入所を必要とする人などが対象となります。
- ・障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他必要な支援を行います。

【国の基本指針】

- ・次の①～⑧を勘案して、利用者数やサービス利用量の見込みを定めます。
 - ①現に利用している者の数
 - ②障がい者などのニーズ
 - ③施設入所者の地域生活への移行者数
 - ④入院中の精神障がいのある人のうち、地域生活への移行後に日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数

- ⑤福祉施設の利用者の一般就労への移行者数
- ⑥特別支援学校卒業者など新たに日中活動系サービスの対象者と見込まれる者の数
- ⑦平均的な一人当たりの利用量
- ⑧地域の雇用情勢

【本市の考え方】

- ・現在の日中活動系サービスの利用者数を基礎として、平成 24 年度からの利用者数の伸び、特別支援学校在校生や障害福祉サービス利用者などへのアンケート調査、新規利用者などを勘案して、日中活動系サービスの必要な見込量を設定します。

【実績】

			24 年度	25 年度	26 年度見込
生活介護	(人)		199	200	208
自立訓練（機能訓練）	(人)		0	0	0
自立訓練（生活訓練）	(人)		5	6	8
就労移行支援	(人)		26	32	37
就労継続支援（A型）	(人)		42	45	53
就労継続支援（B型）	(人)		136	153	172
療養介護	(人)		6	8	8
短期入所	福祉型短期入所	(人)	25	26	28
	医療型短期入所	(人)			1
日中活動系サービス全体の実績		(人)	439	470	515

【見込量】

			27 年度	28 年度	29 年度
生活介護	(人)		233	235	249
自立訓練（機能訓練）	(人)		1	1	1
自立訓練（生活訓練）	(人)		8	8	8
就労移行支援	(人)		42	47	52
就労継続支援（A型）	(人)		58	63	68
就労継続支援（B型）	(人)		186	193	200
療養介護	(人)		8	9	19
短期入所	福祉型短期入所	(人)	29	30	31
	医療型短期入所	(人)			3
日中活動系サービス全体の見込		(人)	568	589	634

(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

【共同生活援助（グループホーム）】

- ・地域で共同生活を営むべき住居において、主として夜間に相談その他の日常生活上の支援を行います。これまで共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）に分類されていましたが、平成 26 年4月1日から、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

【施設入所支援】

- ・施設に入所している障がいのある人に対し、主として夜間に入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【国の基本指針】

【共同生活援助（グループホーム）】

- ・現に利用している者の数、障がい者などのニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【施設入所支援】

- ・平成 25 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホームなどでの対応が困難といった真に必要と判断される人数を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・現在の居住系サービスの利用者数を基礎として、平成24年度からの利用者数の伸び、特別支援学校在学学生や障害福祉サービス利用者などへのアンケート調査、新規利用者、事業所の新設、施設入所者の地域移行などを勘案して、居住系サービスの必要な見込量を設定します。

【実績】

		24 年度	25 年度	26 年度見込
共同生活援助	(人)	20	23	46
共同生活介護	(人)	15	15	
施設入所支援	(人)	97	96	95

【見込量】

		27 年度	28 年度	29 年度
共同生活援助	(人)	46	56	56
施設入所支援	(人)	93	91	89

(4) 相談支援

【サービスの概要】

〔計画相談支援〕

- ・施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障がいのある人や、障害福祉サービスを受けようとする障がいのある人または児童が対象となります。
- ・サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行います。

〔地域移行支援〕

- ・施設入所や入院から地域生活へ移行する障がいのある人が対象となります。
- ・住居の確保や新生活の準備などについて必要な支援を行います。

〔地域定着支援〕

- ・居宅で一人暮らしをしている障がいのある人や、家庭の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障がいのある人などが対象となります。
- ・夜間などを含む緊急時における連絡・相談などの必要な支援を行います。

【国の基本指針】

〔計画相談支援〕

- ・障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

〔地域移行支援〕

- ・施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

〔地域定着支援〕

- ・単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・「計画相談支援」については、原則として全ての障害福祉サービスと地域相談支援の利用者を対象とします。「地域移行支援」・「地域定着支援」については、対象となる利用者数を勘案して見込みます。

【実績】

		24年度	25年度	26年度見込
計画相談支援	(人)	9	33	666
地域移行支援	(人)	2	2	2
地域定着支援	(人)	2	2	2

【見込量】

		27年度	28年度	29年度
計画相談支援	(人)	725	751	777
地域移行支援	(人)	2	2	2
地域定着支援	(人)	2	3	3

(5) 障害福祉サービス・相談支援の見込量確保のための方策

- ① 訪問系サービスについては、利用者数やサービス利用量の増加が見込まれることから、サービス提供事業者と連携しながら、必要量の確保に努めます。
- ② 日中活動系サービスについては、利用者数やサービス利用量の増加が見込まれることから、今後の就労支援事業所などの利用見込みを踏まえながら、民間事業所などの新規設立を促進します。
- ③ 居住系サービスについては、施設入所者の地域生活への移行を促進する上で重要な役割を担っているグループホームなどの生活基盤の確保、民間事業所などの新規設立を促進していきます。併せて、グループホームの設置促進のためには、自治会や地域住民の理解や援助も必要となることから、ノーマライゼーションやインクルーシブの理念の普及啓発に努めていきます。
また、国の基本指針により入所施設から地域への移行が進められるなか、施設入所支援の見込量は縮小傾向にあります。障がいの状況や家族の事情などによっては地域での生活が困難な人もあり、施設入所支援の必要性は残されています。地域での生活が可能な人については積極的な移行を進め、限られた施設の活用を促します。
- ④ 相談支援については、サービス等利用計画の作成体制を確保するため、相談支援事業者間の連携強化と民間事業所などの新規設立を促進します。

9 障害児支援の見込量

児童福祉法に基づく障害児支援について、国の基本指針を踏まえ、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの必要な見込量を次のように設定します。

（1）児童発達支援

【サービスの概要】

- ・障がい児について、児童発達支援センターなどの施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

【国の基本指針】

- ・地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児などの二歳、保育所などでの障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援などの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用児童数及びサービス量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・現在の児童発達支援の利用者数を基礎として、平成 24 年度からの利用者数の伸び、未就学児を対象としたアンケート調査、新規利用者などを勘案して、児童発達支援の必要な見込量を設定します。

【実績】

		24 年度	25 年度	26 年度見込
児童発達支援	(人)	12	22	27

【見込量】

		27 年度	28 年度	29 年度
児童発達支援	(人)	48	48	52

(2) 放課後等デイサービス

【サービスの概要】

- ・就学している障がい児について、授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

【国の基本指針】

- ・地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児などのニーズ、保育所などでの障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスなどの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用児童数及びサービス量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・現在の放課後等デイサービスの利用者数を基礎として、平成 24 年度からの利用者数の伸び、未就学児を対象としたアンケート調査、新規利用者などを勘案して、放課後等デイサービスの必要な見込量を設定します。

【実績】

		24 年度	25 年度	26 年度
放課後等デイサービス	(人)	24	35	59

【見込量】

		27 年度	28 年度	29 年度
放課後等デイサービス	(人)	68	77	87

(3) 障害児相談支援

【サービスの概要】

- ・障がい児について、障害児通所支援を利用するに当たり、障がい児の心身の状況、置かれている環境などを考慮し、利用するサービスの内容などを定めた障害児支援利用計画の作成とサービス利用状況の検証及び計画の見直しなどの支援を行います。

【国の基本指針】

- ・障害児通所支援の利用児童数などを勘案して、利用児童数の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・現在の障害児相談支援の利用者数を基礎として、平成 24 年度からの利用者数の伸び、未就学児を対象としたアンケート調査、新規利用者などを勘案して、障害児相談支援の必要な見込量を設定します。

【実績】

		24 年度	25 年度	26 年度
障害児相談支援	(人)	0	1	107

【見込量】

		27 年度	28 年度	29 年度
障害児相談支援	(人)	115	130	147

(4) 医療型児童発達支援

【サービスの概要】

- ・肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、身体状況により、治療も行います。

【国の基本指針】

- ・地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児などのニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用児童数及びサービス量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・現在の利用者は無く、サービスの提供体制も整っていないことから、今後のニーズに合わせて検討していきます。

(5) 保育所等訪問支援

【サービスの概要】

- ・ 障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士などが、保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

【国の基本指針】

- ・ 地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児などのニーズ、保育所などでの障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に保育所等訪問支援などの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用児童数及びサービス量の見込みを設定します。

【本市の考え方】

- ・ 現在の利用者は無く、療育支援室において独自に巡回相談事業を実施しています。今後のサービスの提供体制やニーズに合わせて検討していきます。

(6) 障害児支援の見込量確保のための方策

- ① 児童発達支援については、早期に適切な支援を行うことの重要性を鑑み、サービス提供事業者と連携しながら、必要量の確保に努めます。
- ② 放課後等デイサービスについては、利用者数やサービス量の増加が見込まれることから、日中一時支援事業との棲み分けを明確にし、サービス提供事業者と連携しながら必要量の確保に努めます。
- ③ 障害児相談支援については、障害児支援利用計画の作成体制を確保するとともに、障がい児への適切な支援に努めていきます。
- ④ 障害児支援の中核を担う施設として、児童発達支援センターの設置、機能強化について、療育支援室と連携して検討していきます。

10 地域生活支援事業の見込量

市町村が主体となって進める地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によるサービスを提供し、障がいのある人の地域生活を支援することを目的としています。それぞれのサービスについて、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの見込量を次のように設定します。

（1）理解促進研修・啓発事業

【事業の概要】

- ・障がい者などが日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者などの理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【本市の考え方】

- ・三島市障がい者応援大使を任命する中で、多くの住民が参加できるイベント・教室（盲導犬センターの体験、障がい者福祉施設の作業体験、車いす・白杖体験など）を開催するとともに、障がい者に対する必要な配慮や知識を深めるための広報啓発物品を配布します。

【見込量】

	27 年度	28 年度	29 年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

（2）自発的活動支援事業

【事業の概要】

- ・障がい者などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者など、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【本市の考え方】

- ・障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業のうち、広く社会に働きかける事業を補助対象事業として一部を補助します。

【見込量】

	27年度	28年度	29年度
自発的活動支援事業	有	有	有

(3) 相談支援事業

【事業の概要】

- ・障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整その他の障がいのある人などの権利擁護のために必要な支援を行います。
- ・特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

【本市の考え方】

- ・障がいのある人などが、身近な地域で相談を受けられるようにするため、市内にある相談支援事業所を中心に、相談業務を委託します。
- ・一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターなどに配置することや、基幹相談支援センターなどが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組などを実施していきます。

【実績】

		24年度	25年度	26年度見込
相談支援事業	(箇所)	6	4	5

【見込量】

		27年度	28年度	29年度見込
相談支援事業				
障害者相談支援事業	(箇所)	6	6	6
基幹相談支援センター		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業(住宅入居等支援事業)		有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業の概要】

- ・ 障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする重度の知的障がいまたは精神障がいのある人のうち、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる人が対象となります。
- ・ 成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人などの報酬について、全部または一部を助成します。

【本市の考え方】

- ・ 重度の知的障がい及び精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人のうち、施設などから成年後見人選任の依頼のあったものに対し、市長申立てにより、成年後見人などを選任してもらうための手続きを行います。また、申立てに要する経費や後見人などの報酬について、全部または一部を助成します。

【実績】

		24 年度	25 年度	26 年度見込
成年後見制度利用支援事業	(人)	1	1	4

【見込量】

		27 年度	28 年度	29 年度
成年後見制度利用支援事業	(人)	3	3	3

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業の概要】

- ・ 成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

【本市の考え方】

- ・ 複数の市町と連携し広域的に研修を実施するなど効果的な方法を検討し、平成 29 年度を目標に事業を実施します。

【見込量】

		27 年度	28 年度	29 年度
成年後見制度法人後見支援事業		無	無	有

(6) 意思疎通支援事業

【事業の概要】

- ・聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【本市の考え方】

- ・現在の意思疎通支援事業の利用者数・登録者数・派遣回数を基礎として、平成 24 年度からの実績の伸び、新規利用者などを勘案して、必要な見込量を設定します。

【実績】

			24 年度	25 年度	26 年度見込
利用者数	(人)		32	37	25
手話通訳	登録者数	(人)	10	10	8
	派遣回数	(回)	120	146	140
要約筆記	登録者数	(人)	28	26	21
	派遣回数	(回)	45	54	70

【見込量】

			27 年度	28 年度	29 年度
利用者数	(人)		25	25	25
手話通訳	登録者数	(人)	9	10	10
	派遣回数	(回)	140	140	140
要約筆記	登録者数	(人)	16	16	16
	派遣回数	(回)	60	60	60
手話通訳者設置事業	(人)		1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

【事業の概要】

- ・重度の障がいのある人に対して、介護・訓練支援用具などの日常生活用具の給付または貸与をすることにより、日常生活の便宜を図ります。

【本市の考え方】

- ・現在の日常生活用具給付事業の給付者数・給付件数を基礎として、平成 24 年度からの実績や伸びなどを勘案して、必要な見込量を設定します。

【実績】

		24年度	25年度	26年度見込
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	(人)	3	2	7
	(件)	3	3	7
自立生活支援用具	(人)	13	8	7
	(件)	22	9	7
在宅療養等支援用具	(人)	6	10	7
	(件)	6	13	7
情報・意思疎通支援用具	(人)	16	19	40
	(件)	42	68	50
排泄管理支援用具	(人)	170	172	150
	(件)	1,595	1,860	1,950
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(人)	3	5	2
	(件)	3	5	2

【見込量】

		27年度	28年度	29年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	(人)	5	5	5
	(件)	5	5	5
自立生活支援用具	(人)	5	5	5
	(件)	5	5	5
在宅療養等支援用具	(人)	10	10	10
	(件)	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	(人)	40	40	40
	(件)	50	50	50
排泄管理支援用具	(人)	155	160	165
	(件)	2,000	2,050	2,100
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(人)	2	2	2
	(件)	2	2	2

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【事業の概要】

- ・聴覚障がいのある人とのコミュニケーション手段を確保するため、手話や要約筆記の講習会を開催し、手話通訳者や要約筆記者の養成を行います。

【本市の考え方】

- ・聴覚障がい者とのコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者の技術を習得してもらう講座（入門課程・基礎課程）を毎年開催し、その参加者数を見込みます。（カッコ内は講座の修了見込み者数）

【実績】

		24年度	25年度	26年度見込
手話奉仕員養成研修事業	(人)	55	52	70 (35)

【見込量】

		27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修事業	(人)	70 (50)	70 (50)	70 (50)

(9) 移動支援事業

【事業の概要】

- ・屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立と社会参加を促進します。

【本市の考え方】

- ・現在の移動支援事業の利用者数・延べ利用時間数を基礎として、平成 24 年度からの実績や伸びなどを勘案して、必要な見込量を設定します。

【実績】

			24年度	25年度	26年度見込
移動支援事業	事業者数	(箇所)	13	16	17
	利用者数	(人)	126	133	125
	延べ利用時間数	(時間)	12,952	12,516	12,800

【見込量】

			27年度	28年度	29年度
移動支援事業	事業者数	(箇所)	18	18	18
	利用者数	(人)	100	110	120
	延べ利用時間数	(時間)	12,500	12,650	12,800

(10) 地域活動支援センター事業

【事業の概要】

- ・障がいのある人などが通い、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供を行い、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

【本市の考え方】

- ・現在の地域活動支援センターの設置箇所数と、利用者数を基礎とし、必要となる見込み量を設定します。
- ・現在、市内には設置が無いことから、今後、市内の既存の事業所（日中活動系の事業所など）に働きかけを行い、地域活動支援センターの機能を付加する形で実施ができるよう検討します。

【実績】

		24年度	25年度	26年度見込
地域活動支援センター事業	(箇所)	5	5	5

【見込量】

		27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター事業	(箇所)	6	7	8
	(人)	35	40	45

(11) 訪問入浴サービス事業

【事業の概要】

- ・身体障がいのある人の地域生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

【本市の考え方】

- ・現在の訪問入浴サービスの利用者数などを基礎として、平成24年度からの実績や伸びなどを勘案して、必要な見込み量を設定します。

【実績】

		24年度	25年度	26年度見込
訪問入浴サービス事業	(箇所)	1	1	1
	(人)	4	6	6

【見込量】

		27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス事業	(箇所)	1	1	1
	(人)	7	7	7

(12) 日中一時支援事業

【事業の概要】

- ・障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

【本市の考え方】

- ・現在の日中一時支援の利用者数などを基礎として、平成24年度からの実績や伸び、事業者数などを勘案して、必要な見込量を設定します。

【実績】

		24年度	25年度	26年度見込
日中一時支援事業	(人)	55	75	85

【見込量】

		27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	(人)	75	80	85

(13) 障害児支援体制整備事業

【事業の概要】**[児童発達支援センター地域支援機能強化事業]**

- ・児童発達支援センターに、地域の障がい児やその家族への療育相談や他の障害児通所支援事業所への支援方法の技術的指導などを行う専門職員を配置し、地域支援の強化に取り組みます。

[障害児の居場所づくり事業]

- ・障害児通所支援事業などを利用していない地域で生活する障がい児及びその家族が気軽に利用出来る身近な敷居の低い場所を整備し、親同士の交流や子どもの遊びの場の提供を行うとともに、子育てなどに関する支援を行う。

【本市の考え方】

- ・障がい児に対し、早期に適切な対応を行うことにより、集団生活や社会生活を営む上でより良い成果が得られるため、障がい児の保護者や療育支援室との連携のもと着実に進めていきます。

【見込量】

	27年度	28年度	29年度
障害児支援体制整備事業			
児童発達支援センター地域支援機能強化事業	無	無	有
障害児の居場所づくり事業	有	有	有

(14) 巡回支援専門員整備事業

【事業の概要】

- ・保育所などの子どもやその親が集まる施設・場に巡回するなどの支援を実施し、障がい児が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援などとの連携により、発達障がい児などの福祉の向上を図ることを目的とします。

【本市の考え方】

- ・障がい児に対し、早期に適切な対応を行うことにより、集団生活や社会生活を営む上でより良い成果が得られるため、障がい児の保護者や療育支援室との連携のもと着実に進めていきます。

【見込量】

	27年度	28年度	29年度
巡回支援専門員整備事業	有	有	有

(15) スポーツ・レクリエーション教室開催事業

【事業の概要】

- ・スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇などに資するため、また障がい者スポーツを普及するため、障がい者スポーツ大会を開催します。
- ・障がい児者の社会参加と生きがいづくりのため、コンサートや小旅行のレクリエ

ーション事業をサポートします。

【本市の考え方】

- ・引き続き、障がい者スポーツ大会を開催するとともに、コンサートや小旅行、料理教室、おしゃべり会などのレクリエーション活動を支援することにより、障がい児者及び保護者間の連携や交流の場を提供していきます。
- ・コンサートや小旅行、料理教室、おしゃべり会などを行う、「心身障がい者レクリエーション事業」及び「障がい者ふれあい教室事業」についても事業が定着してきたことから、平成 27 年度からの見込量に含めます。

【実績】

		24 年度	25 年度	26 年度見込
スポーツ・レクリエーション教室 開催事業	(回)	1	1	1
	(人)	350	350	328

【見込量】

		27 年度	28 年度	29 年度
スポーツ・レクリエーション教室 開催事業	(回)	14	14	14
	(人)	850	850	850

(16) 点字・声の広報等発行事業

【事業の概要】

- ・文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、広報みしまの点字版などを発行します。

【本市の考え方】

- ・視覚障がい者に市政案内を行うため、月 1 回広報誌の点訳を実施し配布します。

【実績】

		24 年度	25 年度	26 年度見込
点字・声の広報等発行事業	(回)	12	12	12
	(人)	8	8	8

【見込量】

		27 年度	28 年度	29 年度
点字・声の広報等発行事業	(回)	12	12	12
	(人)	8	8	8

(17) 自動車運転免許取得・改造費助成事業

【事業の概要】

- ・重度の身体障がいのある人に対して、自動車運転免許の取得費や自動車の改造費の助成を行います。

【本市の考え方】

- ・1～2級の身体障害者手帳を所持する重度の肢体不自由の方が自ら運転するために必要な改造費に対して、費用の一部を助成します。

【実績】

		24年度	25年度	26年度見込
自動車運転免許取得・改造費助成事業	(人)	0	5	3

【見込量】

		27年度	28年度	29年度
自動車運転免許取得・改造費助成事業	(人)	3	3	3

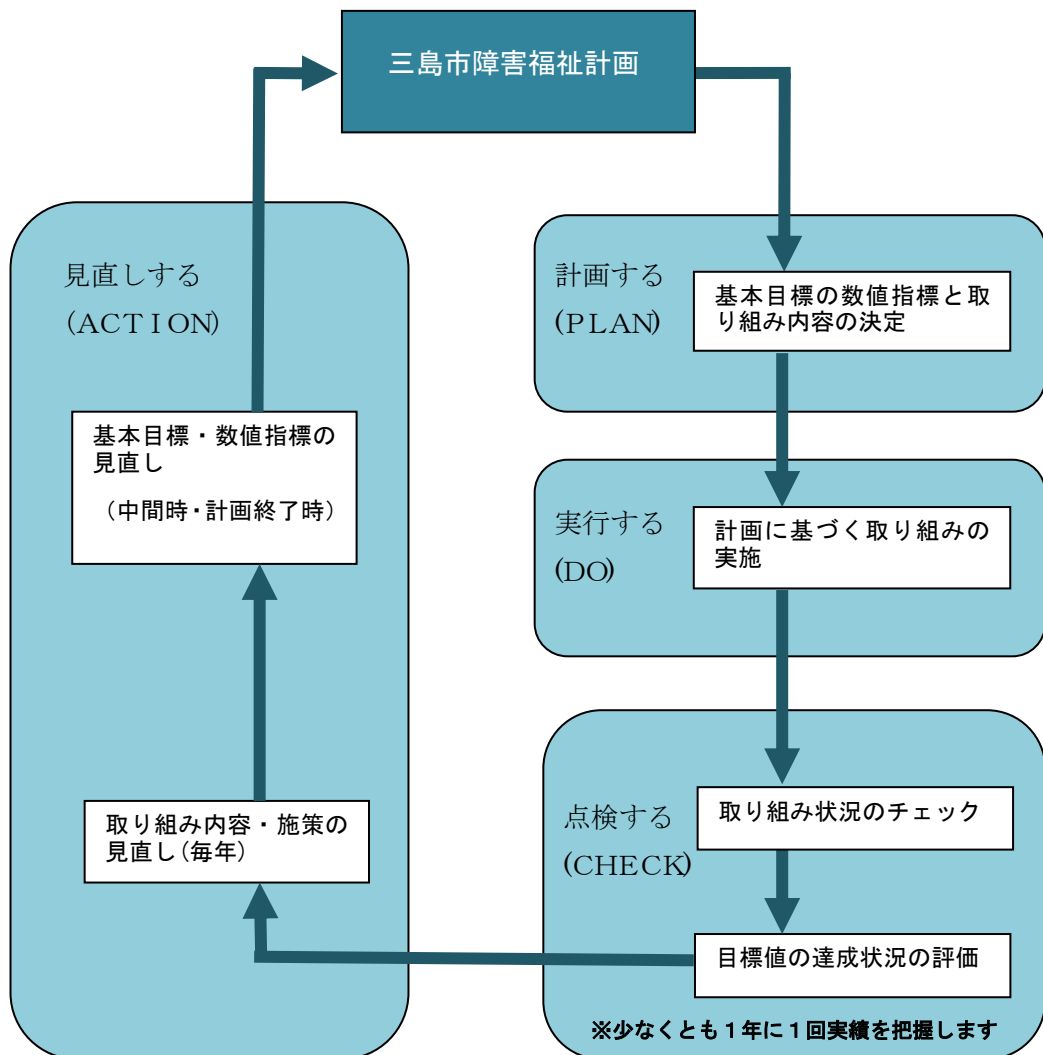
(18) 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

- ① 障がいのある人の地域生活を支援するため、身近な地域で相談を受けられる体制の整備を図ります。
- ② 地域自立支援協議会において、サービス見込量の確保に向けた検討を行い、サービス提供体制の確保に努めていきます。
- ③ 地域特性と利用者ニーズに即応した事業展開を図り、障害福祉サービスなどとともに、総合的な障がい者（児）支援の実現に努めます。

11 計画の達成状況の点検と評価

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされています。

このため「第4期三島市障害福祉計画」では、各年度において、サービス見込量などについて1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として分析などを行い、必要な対策を実施していきます。



国の基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込み量を「活動指標」としています。

計画に定められた成果目標や活動指標は、定期的（少なくとも年に1回）にその進捗を把握し、着実な推進を図るため分析・評価を行い、必要に応じて適切に対処していきます（PDCAサイクル）。